

第 27 号議案

豊川地域文化広場条例の廃止について

豊川地域文化広場条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

平成 25 年 2 月 21 日提出

豊川市長 山 脇 実

豊川地域文化広場条例を廃止する条例

豊川地域文化広場条例（昭和 58 年豊川市条例第 22 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

---

理 由

この案を提出するのは、豊川地域文化広場の改修工事が長期間となるため、当該施設の供用を一旦廃止する必要があるからである。